

売買における「売主の義務」についての意見書

平成26年8月5日

東京弁護士会 法制委員会BU会議有志

篠塚 力 児玉隆晴 中込一洋

岩田修一 泉原智史 小松達成

(部会資料82-1の引用)

第3 売買

2 売主の義務

売主の義務について、次のような規律を設けるものとする。

- (2) 売買の目的が物であるときは、売主は、種類、品質及び数量に関して、
契約の内容に適合するものを買主に引き渡す義務を負う。

<意見>

上記「売主の義務」の(2)については、次のような規定を、ただし書として設けるべきである。

記

ただし、その物が、通常の使用に適する種類、品質又は数量を有しないときは、契約の内容に適合していないものと推定する。

<理由>

上記の「売主の義務」については、民法（債権関係）改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）第35、3、(2)では、以下のように記載されていた。

記

- (2) 売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、品質及び数量に関して、当該売買契約の趣旨に適合するものでなければならないものとする。

そして、この「契約の趣旨」については、中間試案の第8、1、(1)では、「契約の性質、契約をした目的、契約締結に至る経緯その他の事情に基づき、取引通念を考慮して定まる」旨が謳われていた。

これは、かねてより実務界において「売主の担保責任の内容が、契約書の記載のみによって全て決定される」ことについて重大な懸念が表明されたこと、及び契約書に目的物の種類・品質等について何らの記載がない場合などにおいて取引通念を考慮して担保責任の内容を決定することができることからであった。

そして、この「契約の趣旨」という文言は、本年6年2月25日開催の部会（部会資料75A）においても維持された。

ところが、本年7月7日開催の部会（部会資料81-1）においては、こ

の「契約の趣旨」の文言が「契約の内容」という文言に置き換えられた。その理由としては「契約の趣旨」という文言の条文化が困難であることが挙げられ、併せ「契約の内容」という文言は、契約書に記載されたことで全てが決まる趣旨ではない旨の説明もなされている。

しかしながら、そもそも契約の解釈の方法について民法典に条項を設けることが何故に困難であるのかが不明である(少なくとも、当会は契約の解釈についての規定を設けることについて積極的に賛成してきた)。

のみならず、部会資料(80-1、82-1)においては、下記のとおり少なくとも2カ所において「契約の内容」という文言が用いられているが、それらは、取引上の社会通念を含まない趣旨であることが明らかである。

記

第3 契約の成立

1 申込みと承諾

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

第10 契約に関する基本原則

1 契約自由の原則

契約自由の原則について、次のような規律を設けるものとする。

(3) 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

このように、改正案の他の箇所において、「契約の内容」に取引上の社会通念が含まれないことが明らかにされている以上、売主の義務における「契約の内容」についても取引上の社会通念を含まないと解されることが必至と言わざるを得ない。

そうすると、売買の目的物の種類・品質等について契約書に定めがない場合、あるいは契約書の内容が不明な場合に、売主がどのような種類・品質の物を引き渡すべきかが法文上示されていないこととなり、取引実務において混乱が生じる。とりわけ、事業者のうち圧倒的多数を占める中小事業者においては、売買契約において目的物の種類・品質等について何らの定めを設けない例が多く、単に「契約の内容に適合」すべきことのみを改正民法に規定したのでは解決の指針が明らかではなく、無用な紛争が多発するおそれがある。

このような意見に対しては、まず、売買においては通常有すべき品質・性能を想定することは不可能との反論がなされている。

確かに、何が「通常」かについては、確定しにくい部分がないとは言えないが、しかし、実務においては、結局の所、裁判所が「何が通常の品質・性能にあたるか」を判断しており、それが全く確定できないなどということはないと思料する。実際にも、現行民法第401条第1項は、今回の改正においても維持されているが、その中に「中等の品質」という文言があり、この概念については何ら問題とはされていない。

のみならず、国際物品売買契約に関する国際連合条約第35条(2)、(a)には「通常使用されるであろう目的」という文言が、同(d)には「通常の方法」という文言が使われており、さらにはドイツ民法434条においても「通常の使用」という文言が使われているところ、それらが全く確定できないのであれば、当然ながらそのような条約が締結されたり、あるいはかかる民法の条項が設けられることはなかったはずであると思われる。

次に、上記意見に対しては、「売買において、このような規定を設けた場合は、賃貸借、請負などについて同様の規定が必要となるが、それらはどのように規定するのか」旨の疑問も出されている。

しかしながら、少なくとも現行民法559条は今回の改正においても維持されているところ、契約の性質に反しない限り、かかる担保責任の規定が売買以外の有償契約に準用されるのであるから、特段の問題はないと思われる。

のみならず、請負においても、下記のとおり同旨の規定を設けて国民に分かりやすくすることも十分可能であると考ええる。

記

<条項骨子案>

(請負の担保責任)

仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、目的物の修補を請求することができる。ただし、その物が、通常の使用に適する種類、品質又は数量を有しないときは、契約の内容に適合していないものと推定する。

よって、上記意見のような、ただし書の規定を設けるのが妥当である。

以上